

# リスクマネジメント指針

## なづみリハビリテーションクリニックデイケア室

なづみリハビリテーションクリニックデイケア室（以下、事業所という。）は、利用者の生命と尊厳を守り、安全・安心な生活を送ることができるよう、介護やその他の場面における事故防止及び事故発生時に関する指針として本指針を定める。

### 1. 事故防止に関する基本的考え方

事業所では、利用者や家族に信頼される安心かつ安全な介護サービスの提供と、介護サービスの質の向上を図るために、介護事故の防止・施設の保全に計画的に取り組む。また事故が発生した場合には、速やかな対応が行えるよう必要な体制を整備し、組織全体で再発の防止に努める。

### 2. 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項

介護事故の防止等に取り組むにあたって、リスクマネジメント委員会（以下、委員会という。）を設置する。

#### （1）委員会設置の目的

介護事故の発生を未然に防ぐとともに、起こった事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応を提供できることを目的とし、安全管理を組織全体で取り組むために設置する。

#### （2）委員会の構成メンバー

主任および介護職員、リハビリ等の専門職にて構成する。委員会開催時の事案に応じて、管理者およびなづみリハビリテーションクリニック院長、事務長への参画を要請する。

#### （3）委員会の開催

定期的（年2回以上）かつ必要に応じて担当者が招集し、介護事故発生の未然防止、再発防止策の検討等を行う。

#### （4）委員会の役割

##### ① マニュアル、事故報告書、ヒヤリ・ハット報告書、苦情・相談報告書等の整備

介護事故等を未然に防止するため、定期的にマニュアルを見直し、必要に応じてマニュアルを更新する。

また、事故報告書、ヒヤリ・ハット報告書、苦情・相談報告書等の様式についても定期的に見直し、必用に応じて更新する。

##### ② 事故報告書、ヒヤリ・ハット報告書の分析及び改善策の検討

報告のあった事故報告書、ヒヤリ・ハット報告書の内容を分析し、事故発生・再発防止のための改善策を検討する。

### ③ 改善策の周知徹底

検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図る。

## 3. 介護事故防止のための職員研修に関する基本方針

介護事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識の普及や安全管理の徹底を図るため、委員会を中心に、以下の研修を定期的・計画的に実施する。

- ① 事故防止に関する年2回の職員研修
- ② 新人職員に対するリスクマネジメント研修（オリエンテーション時）
- ③ その他必要に応じて、外部研修へ参加

## 4. 介護事故等の報告方法及び介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

### （1）報告制度の確立

情報収集のため、ヒヤリ・ハット報告書や事故報告書を作成する報告制度を確立し、またその収集を促進する。

収集された情報は、分析・検討・施設内での情報の共有、及び再び事故を起こさないための対策を立てるために用いる。

なお、「人は誰でもミスをする」という前提に基づき、この情報は報告者個人の責任追及のためには使用せず、事業所全体の問題として取り組む。

### （2）事故要因の分析～改善策の実施

報告内容をもとに、事故の要因分析、改善策の立案・実践、評価を行います。改善策の硬化が見られない場合は再検討を実施する。

### （3）改善策の周知徹底

導き出された改善策については、委員会を中心に実践し、申し送りや連絡ノート等を使用し、全職員へ周知していく。

## 5. 介護事故発生時の対応に関する基本方針

### （1）当該利用者への対応

介護事故等が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を速やかに判断し、当該利用者の安全確保を最優先に事故処理を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った処置については必ず記録し、損害賠償の責を負う必要がある場合には、速やかに応じるものとする。

### （2）家族等関係者に対する連絡・説明

家族等関係者に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。また、事故の発生状況等については、適切な説明が迅速に行えるよう努める。

- ① 事故発生状況及び施設職員の対応の状況
- ② 事故の発生原因及びその再発防止策
- ③ 事故による損害が発生している場合においては、施設の賠償責任の有無

④ その他の連絡・報告について

かかりつけ医、居宅支援事業所等関係機関へ連絡し、また治療や入院が必要な場合には県・市町村に対して介護事故等の必要な報告を行う。

(3) 損害賠償について

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、事業所の加入する損害賠償保険で対応する。

6. 指針の閲覧

本指針は、利用者・家族や関係機関により希望があった場合にはすぐに関覧できるようにしておくとともに、ホームページで公表する。